

岩美町自主防災組織育成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定及び岩美町地域防災計画に基づき、岩美町における自主防災組織の設置及びその活動について必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 町が実施する自主防災組織の育成の基本方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 町全域を対象として組織率100%を目標とし組織結成を促進するものとする。
- (2) 組織の結成にあたっては、町、防災関係機関及び自治会組織等が協力するものとする。
- (3) 組織の育成及び指導は、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織づくりを働きかけるとともに、災害発生の際に十分な防災活動が行われるよう指導するものとする。
- (4) 組織の充実及び自主的な防災活動が展開できるように、防災協力員の育成等を実施するものとする。

(庶務)

第3条 町は、自主防災組織の結成にあたっては、関係自治会及び結成しようとする地域と十分に協議し、協力を得ながら助言及び指導を行うものとし、その育成については、防災関係機関と連絡調整を図りながら行うものとする。

2 自主防災組織の育成に係る庶務は、岩美町総務課において処理する。

(町職員の役割)

第4条 町職員は、平素から防災に関する知識及び技術の習得に努めるものとする。

2 岩美町集落担当職員制度実施要綱（平成23年4月1日施行）に基づく集落担当職員については、担当する地域の自主防災組織の設立等に積極的に関わりをもつよう努めるものとする。

3 総務課は、町職員に防災に関する知識及び技術を習得する機会を提供するものとする。

(自主防災組織の活動)

第5条 自主防災組織が行うべき活動は次のとおりとし、規約、地域防災計画の作成にあたっては、別紙の様式第1号及び第2号を参考にして作成するものとする。

(1) 組織の体制整備活動

- ア 自主防災会規約、地域防災計画等の作成
- イ 連絡体制の整備
- ウ 一時避難所の決定及び住民への周知
- エ その他の組織体制の整備に関する活動

(2) 災害発生に備えての予防及び準備活動

- ア 防災知識の普及及び防災意識の高揚
- イ 初期消火、避難誘導、救出及び救護の訓練
- ウ 器材及び物資の備蓄、保守管理
- エ 災害時要援護者の事前調査、名簿作成及び救助体制の整備
- オ その他の災害予防に関する活動

(3) 災害発生における応急活動

- ア 出火防止その他災害拡大防止のための活動
- イ 情報の収集及び伝達並びに広報活動
- ウ 初期消火、避難誘導、救出及び救護の自主活動及び協力活動
- エ 災害時要援護者の救助
- オ 給食・給水体制の整備
- カ その他の災害応急活動

(自主防災組織の編成)

第6条 自主防災組織の編成は以下を基本とし、細部は自主防災組織ごとに地域の実情に応じて編成するものとする。

(1) 結成単位

自主防災組織の結成単位は、別記に定める単位を最小単位とするものとし、住民の連帯意識、生活環境及び地理的条件を考慮して、結成することが望ましい。ただし、地域の実情に応じて、隣接の地域と共同の組織を結成することができるものとする。

(2) 連合組織

前号を単位として結成した自主防災組織の広域的な連携を図るため、単位自主防災組織を統括する連合組織を設置するものとし、連合組織の範囲は、別記に定めるとおりとする。ただし、単位自主防災組織と連合組織の単位が重なる場合にはその限りではない。

(3) 役員等

自主防災組織に次の役員を置くこととする。

ただし、地域の実情に応じて変更できるものとする。

- ア 会長
- イ 副会長
- ウ 防災委員

エ 監事

(3) 専門班

自主防災組織に次の専門班を設置する。

ただし、地域の実情に応じて変更できるものとする。

ア 消火班

イ 救出・救護班

ウ 情報収集班

エ 避難誘導班

オ 物資対策班

カ 給食・給水班

(自主防災組織結成の届出)

第7条 自主防災組織を結成した時は、様式第3号により岩美町長に届け出るものとする。

(自主防災組織の経費)

第8条 町は、別に定めるところにより、自主防災組織の結成及び活動に必要な経費について、予算の範囲内において経費の一部を補助する。

(自主防災組織の活動中における災害補償)

第9条 災害発生時における自主防災組織の活動中に生じた災害にかかる補償は、現行災害補償関係法令の規定するところによるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別記

自主防災組織、連合組織の単位

地区 (旧町村)	自主防災組織の最小単位	連合組織の最小単位
東	陸上、小羽尾、大羽尾、田河内	東地区
浦富	駅前地区、浜浦富地区、町浦富地区、牧谷地区、相谷	駅前地区、浜浦富地区、町浦富地区、牧谷地区+相谷
田後	田後地区	田後地区
網代	網代地区	網代地区
大岩	大谷地区、岩本地区、大谷リバーサイド	大谷地区、岩本地区、大谷リバーサイド
本庄	本庄、太田、河崎、新井、日ノ出、高山、広岡、2恩志、恩志、坂上	本庄地区
小田	岩常、高住、長郷、院内、荒金、池谷、黒谷、延興寺、外邑、小田、唐川	小田地区
岩井	岩井、宇治、長谷、白地、真名	岩井地区
蒲生	蒲生地区	蒲生地区

様式第1号

〇〇防災会規約

(名称)

第1条 この会は、〇〇防災会（以下「本会」という。）と称する。

(活動拠点の所在地)

第2条 本会の活動拠点は、次のとおりする。

- (1) 平常時は〇〇とする。
- (2) 災害時は〇〇とする。

(目的)

第3条 本会は、住民相互の共助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、災害による〇〇地区住民の被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 災害発生時等における情報の収集・伝達・避難、出火防止及び初期消火、救出、救護、給食、給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本会は、〇〇地区にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 〇〇名
- (2) 副会長 〇〇名
- (3) 防災委員 〇〇名
- (4) 監事 〇〇名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、防災委員は〇〇年、それ以外は〇〇年とする。ただし、再任

することができる。

(役員 の 責務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、災害発生時における応急活動の指示をおこなう。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。
- 3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。
- 4 監事は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会に、総会及び幹事会をおく。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年〇〇回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することが出来る。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関する事。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
 - (3) 事業計画に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) その他、総会が特に必要と認めた事。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長、防災委員によって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべき事。
 - (2) 総会により委任された事。
 - (3) その他幹事会が特に必要と認めた事。

(防災計画)

第11条 本会は、災害等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 災害発生時における防災組織の構成及び任務分担に関する事。
 - (2) 防災知識の普及に関する事。

- (3) 災害危険の把握に関する事。
- (4) 防災訓練の実施に関する事。
- (5) 災害時の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出、救護、給食、給水、災害弱者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関する事。
- (6) その他必要な事項

(会費)

第12条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

〇〇防災会防災計画

1 目的

この計画は〇〇防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 情報の収集及び伝達に関すること。
- (6) 出火防止及び初期消火に関すること。
- (7) 避難に関すること。
- (8) 救出・救護に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 災害時要援護者対策に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。
- (12) 防災資機材等の整備及び管理に関すること。

3 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行い、また、平常時の活動をより円滑に行うため、次のとおり防災組織を編成する。

組織図



4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

普及及び啓発事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。

- ②地震、火災、風水害等についての知識に関する事。
- ③各家庭における防災上の留意事項に関する事。
- ④地震発生後72時間における活動の重要性に関する事。
- ⑤食料等3日分を確保することの重要性に関する事。
- ⑥その他防災に関する事。

(2) 普及・啓発方法

防災知識の普及及び啓発方法は、次のとおりとする。

- ①広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- ②座談会、講演会、研修会等の開催

(3) 実施時期

防災週間、防災とボランティア週間及び火災予防運動期間等防災関係諸行事の行われる時期のほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

(1) 把握事項

把握する事項は次のとおりとする。

- ①危険地域及び区域等
- ②地域の防災施設及び設備
- ③地域の災害履歴また災害に関する伝承
- ④大規模災害時の消防活動

(2) 把握の方法

災害の危険を把握する方法は、次のとおりとする。

- ①岩美町地域防災計画、岩美町洪水ハザードマップ、岩美町津波ハザードマップ
- ②座談会、講演会、研修会等の開催
- ③災害記録の編集

6 防災訓練

大地震等の災害に備えて、情報の収集及び伝達、初期消火、避難誘導等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練・総合防災訓練、地域イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の主な種類

- ①情報収集及び伝達訓練
- ②初期消火訓練
- ③避難誘導訓練

- ④救出・救護訓練
- ⑤給食・給水訓練
- (3) 総合防災訓練
総合防災訓練は、2種類以上の個別訓練について総合的に行うものとする。
- (4) 地域イベント型訓練
防災の観点を盛り込んで、災害対応能力や防災意識を高めるために行うものとする。
- (5) 図上訓練
実際の災害活動に備えるために行うものとする。
- (6) 訓練実施計画
訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。
- (7) 訓練の時期及び回数
 - ①訓練は、原則として防災週間、防災とボランティア週間、春季及び秋季の火災予防運動期間中に実施する。
 - ②訓練は、総合防災訓練にあつては年〇回以上、個別訓練、地域イベント訓練、図上訓練にあつては随時実施する。

7 情報の伝達訓練

被害状況を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集及び伝達を次により行う。

- (1) 情報の収集及び伝達
情報担当は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域住民、防災関係機関等に伝達する。
- (2) 情報の伝達の方法
情報の伝達は、岩美町防災行政無線、電話、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ、伝令、その他による。

《別紙 ○○集落災害時緊急連絡網》

8 出火防止及び初期消火

- (1) 出火防止
大地震等においては、火災の発生が被害を大きくする主な要因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月〇日を「防災の日」とし、各家庭においては、次の事項に重点をおいて常に点検整備をする。
 - ①火気使用設備器具及びその周辺の点検及び整理整頓
 - ②可燃性危険物品等の保管状況の確認
 - ③消火器等消火資機材の整備状況の確認

④その他建築物等の危険箇所の状況確認

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に初期消火が行えるよう、最寄りの消火栓の設置場所を確認しておくとともに、水バケツ等を各家庭で備えておく。

9 避難誘導

地域住民の人命に危険が生じ、また、生じる恐れがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

岩美町から避難勧告・指示が出たとき、又は自主防災会長が必要であると認めたときは、自主防災会長は、避難誘導担当に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導担当は、自主防災会長の避難誘導の指示及び、「避難計画書」に基づき住民を避難所に誘導する。

(3) 避難路及び避難所

避難誘導担当は、日頃から一時避難所及び指定避難所までの経路を確認し、危険箇所の把握等を行い、できる限り複数の避難路を確保する。

区分	対象地区・世帯・班	避難場所	避難経路
町指定 広域避難所	〇〇地区		別紙図面のとおり
地区指定 一時避難所	〇〇班 〇〇さん～〇〇さんの世帯	〇〇公民館	別紙図面のとおり

(4) 災害時における避難所の管理・運営については、鳥取県避難所運営マニュアルに基づくものとする。

(5) 避難計画書

平常時での町内の班単位ごとの構成世帯数及び人員の記録、災害発生時での一時避難者数、また指定避難所での世帯・人員を記録する。

10 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出・救護担当は、負傷者が医師の手当てを必要であると認めたときは、次の医療機関又は防災関係機関の設置する応急救護所へ搬送する。

①岩美病院（電話：73-1421）

②（電話：）

(3) 防災関係機関への出動要請

救出・救護担当は、防災関係機関による救出が必要と認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

1.1 給食・給水

避難所等における給食及び給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水担当は、町から配分された食糧及び緊急援助食糧等の分配及び炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水

給食・給水担当は、町から提供された飲料水や、井戸等により確保した生活水にて給水活動を行う。

1.2 災害時要援護者対策

(1) 災害時要援護者台帳・マップ等の作成

災害時において要避難援護状況を把握するため、災害時要援護者台帳及びマップ等を作成し、関係機関と連絡を取り合い常に最新のものを整備する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や、効果的な救出・救護活動等については、予め検討し訓練等に反映させる。

《別紙 ○○集落要援護者一覧》

1.3 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

1.4 防災資機材

防災資機材等の整備及び管理に関しては、次により行う。

(1) 配備計画

【各状況を考慮し作成】

(2) 定期点検

毎年○○月第○日曜日を全資機材の点検日とする。

様式第3号

平成 年 月 日

岩美町長 様

〇〇地区防災会長 ㊟

自主防災組織結成届

標記について下記のとおり自主防災組織を結成したので届け出ます。

記

1. 自主防災組織の名称 〇〇地区自主防災会
2. 構成集落・地区 〇〇集落・地区
3. 連合組織の範囲 〇〇地区
4. 結成期日 平成 年 月 日
5. 添付書類 規約、役員名簿、組織図、構成世帯名簿、
自主防災組織設立に係る議事録 等